

家屋解体時などの手続き

固定資産税は、毎年一月一日現在の状況に基づいて課税します。

年の途中で取り壊した家屋は正しく手続きをしていたければ、翌年度から課税しません。また、年の途中で名義変更された場合は、翌年度から新しい名義人に課税します。

なお、家を建てられたときは、建物の表題登記をしなければなりません。未登記の家屋を所有されている方は、法務局で手続きを行ってください。

▼登記済家屋の取壊し

取り壊した年の内に法務局へ滅失登記をしていただくことで、町への届出は不要になります。

年末の取壊しなどで、法務局への滅失登記が年を越してしまう場合は、年内に町へ届出をしてください。

▼未登記家屋の取壊し

取壊し後、速やかに町へ届出をしてください。

▼登記済家屋の名義変更

名義変更があった年の内に法務局へ所有権移転登記をしていただくことで、町への届出は不要になります。

▼未登記家屋の名義変更

名義変更後、速やかに町へ届出をしてください。その年の内に届出をしなかった場合は、翌年度も旧名義人に課

税されてしまいます。

▼届出方法 役場一階四番窓口税務課に届出書を用意してあります。事前にお問い合わせいただき、手続きをしてください。

▼問合せ 税務課課税係 ☎28・2434

年末の交通安全・防犯運動

年末は、事故が多発し、犯罪の発生件数も増えてきます。愛知県が実施する「交通安全県民運動」と「安全なまちづくり県民運動」の二つの運動に合わせて、啓発活動や特別警戒を実施します。

交通安全県民運動

▼期間 十二月一日(木)～十二月十日(土)

▼町の取組 十二月二日(金) 午後二時からエアポートウオーク名古屋で二市一町(豊山町・北名古屋・清須市)による「年末の交通事故防止キャンペーン」を実施します。当日は地空人くん等のマスコットキャラクターも登場し、チラシや啓発品を配布します。

安全なまちづくり県民運動

▼期間 十二月一日(木)～十二月二十日(火)

▼町の取組 十二月八日(木) 午後七時から町防犯協会・自主パトロール隊による町内パトロールを実施します。

▼問合せ 防災安全課防災安全係 ☎28・0355

年末年始のごみ収集日程

年末年始のごみ収集・資源分別収集などの日程は、下表のようになります。

粗大ごみの収集は、年末は申込みが多くなり、年明けになってしまうことがあります。年内の収集を希望される場合は、お早めにお申し込みください。

▶問合せ 住民課環境保全係 ☎28・0916

●年末年始の一般ごみ収集・し尿汲取りなどの事業日

○印は業務実施

とき		12/15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	1/1	2	3	4	5
区分		(木)	(金)	(土)	(日)	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	(日)	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	(日)	(月)	(火)	(水)	(木)
ごみ収集	可燃			○			○				○			○									1月7日(土)から
			○			○				○			○				○						1月6日(金)から
	不燃	○														○						○	
								○														○	
資源収集	紙資源								○														1月12日(木)から
	リサイクルステーション		○	○	○					○	○	○											1月11日(水)から
し尿汲取り		○	○	○		○	○	○	○				○	○	○	○							1月6日(金)から
粗大ごみ収集		12月中旬以降の申込みは、状況によって年明けの収集になることもあります。																					1月5日(木)から